

議案第42号

令和7年度村道大木喜名線整備工事（その4）請負契約の変更について

読谷村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年読谷村条例第10号）第2条の規定により、令和8年4月24日議案第27号で議決された令和7年度村道大木喜名線整備工事（その4）請負契約について、下記のとおり変更したいので議会の議決を求めます。

記

- 1 契約の目的 令和7年度村道大木喜名線整備工事（その4）
- 2 当初の契約額 金85,250,000円
- 3 変更増減額 増額金10,600,700円
- 4 変更後の契約額 金95,850,700円
- 5 契約の相手方 住 所 読谷村字楚辺2060番地1
商号又は名称 有限会社サンオキ
氏 名 代表取締役 上地 豊

令和8年8月21日提出

読谷村長 伊 波 篤

収入印紙

貼付欄

建設工事仮請負変更契約書

令和 8年 4月 24日 に締結した契約については、設計変更等により契約事項の一部を次のとおり変更する。

1. 工 事 名 令和7年度村道大木喜名線整備工事（その4）
2. 工 事 場 所 読谷村字大木地内
3. 工 期 自 令和 8年 4月 27日
至 令和 9年 2月 26日
4. 原契約額に対する変更増額 ￥10,600,700－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥963,700－）
5. 変更後の請負代金額 ￥95,850,700－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥8,713,700－）
6. 契約保証金 免 除
7. 解体工事に要する費用等

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について別紙のとおりとする。

上記各項を双方承諾の上、本書2通を作成し、当事者記名押印し各自1通を保有するものとする。

令和 8年 8月 4日

発 注 者 読谷村長 伊波 篤

受 注 者 住 所 沖縄県読谷村字楚辺2060番地1

商号又は名称 有限会社サンオキ

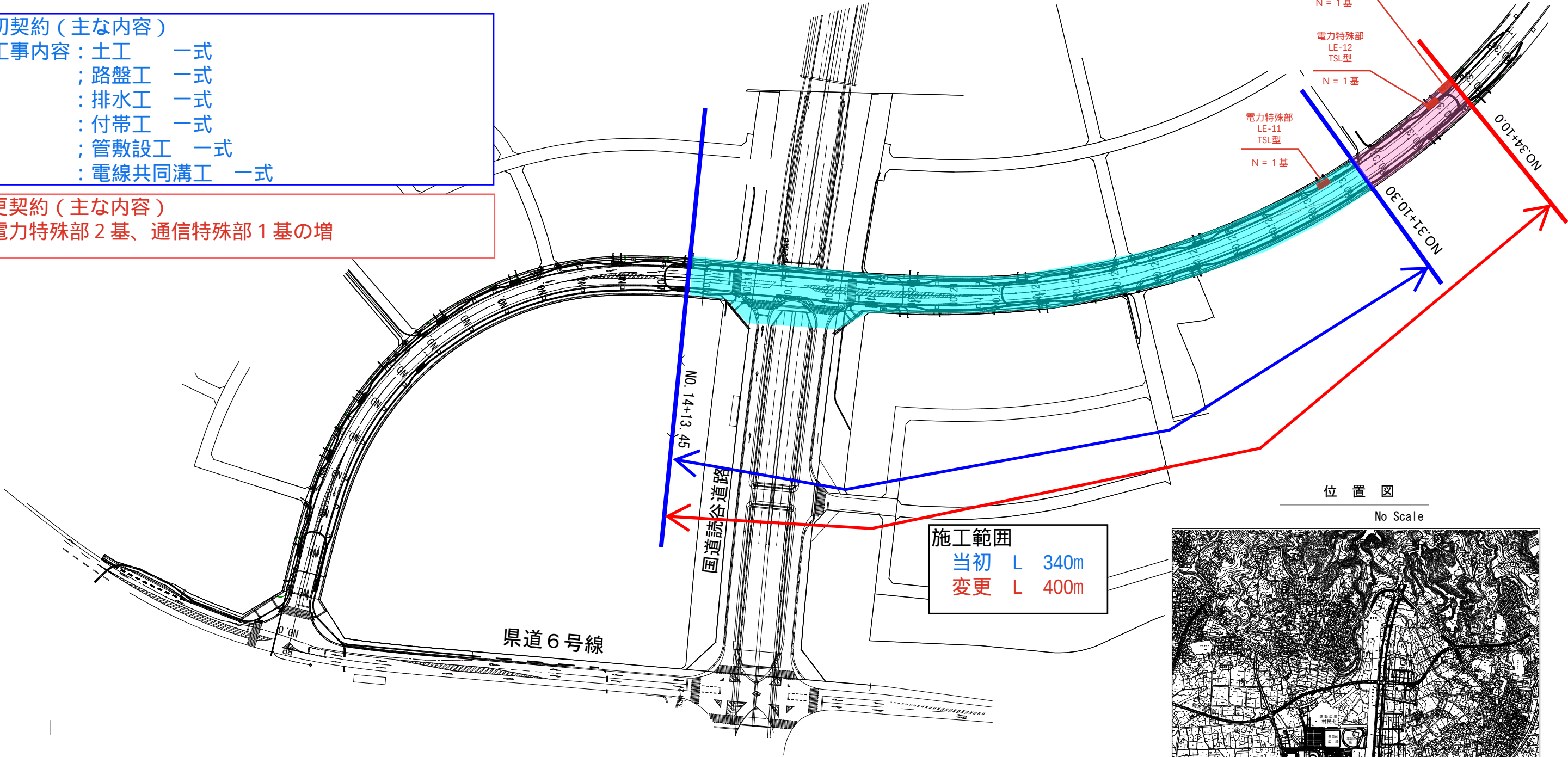
氏 名 代表取締役 上地 豊 印

令和 7 年度村道大木喜名線整備工事（その4） 計画平面図

S=1/1000

当初契約（主な内容）
工事内容：土工 一式
；路盤工 一式
；排水工 一式
；付帯工 一式
；管敷設工 一式
；電線共同溝工 一式

変更契約（主な内容）
電力特殊部 2 基、通信特殊部 1 基の増



施工範囲
当初 L 340m
変更 L 400m

位置図

No Scale



横断図

S=1/50

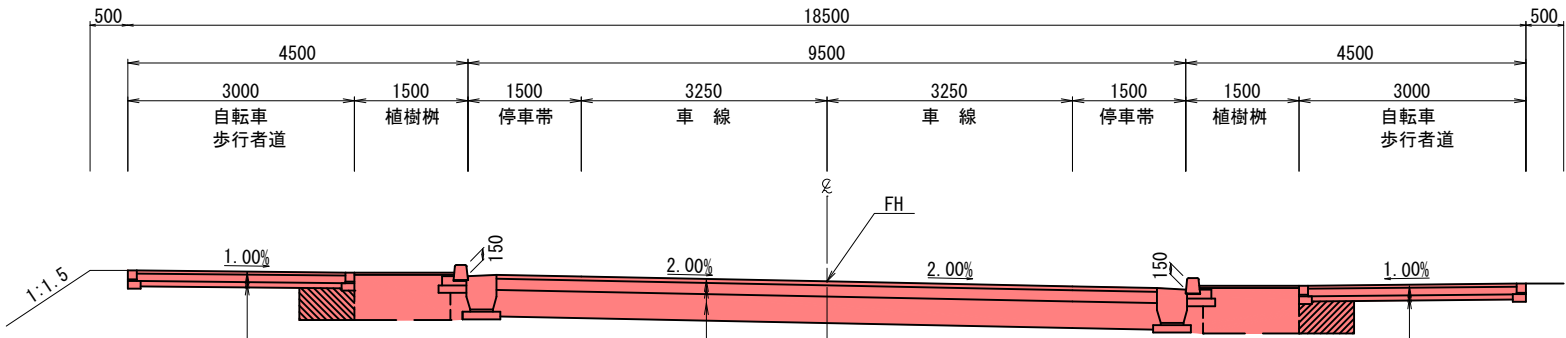


表 層(透水性アスコン歩道舗装用) t= 4cm
歩道路盤(再生クラッシャーラン:RC-40) t=10cm
フィルター層(砂) t= 7cm

表 層(再生密粒度アスコン) t= 5cm
上層路盤(再生粒調碎石:RM-40) t=15cm
下層路盤(再生クラッシャーラン:RC-40) t=35cm

表 層(透水性アスコン歩道舗装用) t= 4cm
歩道路盤(再生クラッシャーラン:RC-40) t=10cm
フィルター層(砂) t= 7cm